

## 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会における部会・委員会の設置について

令 和 年 月 日  
科学技術・学術審議会  
研究計画・評価分科会

1. 科学技術・学術審議会令第六条第1項の規定に基づき、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会に以下の部会を設置する。

| 名 称      | 調査審議事項  |
|----------|---|
| 地球観測推進部会 | 「地球観測の推進戦略」を踏まえて、関係府省・機関の緊密な連携・調整の下で、地球観測の推進に関する重要事項の調査審議を行う。 |
| 宇宙開発利用部会 | 文部科学省における宇宙の開発及び利用に関する重要事項の調査審議を行う。                           |

2. 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則第5条第1項の規定に基づき、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会に以下の委員会を設置する。

| 名 称                | 調査事項   |
|--------------------|--|
| ライフサイエンス委員会        | 科学技術・イノベーション基本計画等で示される重要課題に対応するため、文部科学省におけるライフサイエンスに関する研究及び開発に関する計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。                       |
| 環境エネルギー科学技術委員会     | 科学技術・イノベーション基本計画等で示される重要課題に対応するため、文部科学省における環境科学技術及びエネルギー科学技術（原子力に係るものを除く）に関する研究及び開発に関する計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。 |
| ナノテクノロジー・材料科学技術委員会 | 科学技術・イノベーション基本計画等で示される重要課題に対応するため、文部科学省におけるナノテクノロジー・材料科学技術に関する研究及び開発に関する計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。                |

| 名 称        | 調査事項   |
|------------|--|
| 防災科学技術委員会  | 科学技術・イノベーション基本計画等で示される重要課題に対応するため、文部科学省における防災科学技術に関する研究及び開発に関する計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。           |
| 航空科学技術委員会  | 科学技術・イノベーション基本計画等で示される重要課題に対応するため、文部科学省における航空科学技術に関する研究及び開発に関する計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。           |
| 原子力科学技術委員会 | 科学技術・イノベーション基本計画等で示される重要課題に対応するため、文部科学省における原子力（核融合に係るものを除く）に関する研究及び開発に関する計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。 |
| 核融合科学技術委員会 | 科学技術・イノベーション基本計画等で示される重要課題に対応するため、文部科学省における核融合に関する研究及び開発に関する計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。              |
| 量子科学技術委員会  | 科学技術・イノベーション基本計画等で示される重要課題に対応するため、文部科学省における量子科学技術に関する研究及び開発に関する計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。           |